

奈良市人事異動支援ツール導入事業入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名 奈良市人事異動支援ツール導入事業
- (2) 履行場所 奈良市総合政策部人事課人材育成室（奈良市役所内）
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 業務概要

人事異動支援ツールを導入することで、蓄積された人事データ（異動履歴・スキル・性格傾向等）の多角的な分析に基づき、配置検討業務の大幅な効率化と精度向上を図る。

また、本人希望を考慮したシミュレーションなど複数の配置案を比較・検証することで、意思決定の質を高め、組織における「全体最適の配置」を実現するためのツールとして使用する。

2 契約に関する事項

(1) 導入

①契約名称

奈良市人事異動支援ツール導入に係る構築業務委託契約

②契約形態

委託契約

③構築期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

④本稼働日

令和9年1月1日

⑤契約条項

（別紙1）奈良市人事異動支援ツール導入に係る構築業務委託契約書（案）のとおり

(2) 運用・保守

①契約名称

奈良市人事異動支援ツール運用・保守契約

②契約形態

サービス利用に係る使用契約

③運用期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

④契約条項

（別紙2）奈良市人事異動支援ツール運用・保守契約書（案）のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に申し込みができる事業者は、次に掲げる条件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 当該仕様書に定める業務を確実に遂行する能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領（平成8年4月1日施行）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 入札公告日を基準に過去2年間に、他の官公庁（公社、公団を含む）、又は民間企業等と人事異動支援ツールを利用した業務の契約が2件以上あること。
- (8) 入札公告日において、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けていること。
- (9) 入札公告日において、情報セキュリティマネジメントについて ISO27001（JIS Q 27001）認証又はそれと同等の認証を受けていること。

4 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

公告日から、令和8年5月20日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総合政策部人事課人材育成室

（奈良市公式ホームページ <https://www.city.nara.lg.jp/>にも公表）

5 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に関する質問がある場合においては、書面（電子メール）により人事課まで提出すること。

① 質問受付期間

令和8年5月1日（金）午後5時まで

②回答期日

令和8年5月8日（金）午後5時までに奈良市公式ホームページに掲載（予定）

※公開できない内容については個別メールにて返信する。

(2) 質問方法

メールにて必要事項を明記のうえ、「(様式第4号) 質問書」を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認を行うこと。

①メール件名

「奈良市人事異動支援ツール導入事業」

②必要事項

商号又は名称、担当者名、電話番号、メールアドレス

③質問様式

(様式第4号) 質問書

④あて先

メールアドレス：jinji_sys@city.nara.lg.jp

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を各1部提出すること。

ア (様式第1号) 一般競争入札参加申請書

※「一般競争入札参加資格審査結果通知書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を同封すること。

イ (様式第2号) 業務実績調書及び過去2年間において、国・地方公共団体・民間企業等に対して、人事異動支援ツールを利用した業務等の業務実績が2件以上あることが確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

ウ (様式第3号) 業務体制表

エ 公告日において令和7年度・令和8年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類

① 納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの。）

・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）[奈良市市民税課で証明] 当該年度分と過去2年度分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分）

・奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明] 納税証明書の写し「その3」、「その3の2」又は「その3の3」

② 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（発行後3か月以内のもの。）

③ 印鑑登録証明書（原本）（発行後3か月以内のもの。）

オ 第三者認証を受けていることを証明する書類

※入札公告日において、ISO9001（品質マネジメントシステム）及び「ISO/IEC27001（JIS Q27001、情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証、またはこれらと同等の認証を受けていること。

(2) 提出期間

公告日から令和8年5月11日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

奈良市役所総合政策部人事課人材育成室

(4) 提出方法

提出期間中に提出場所へ直接持参又は郵送すること。電子メール、FAX での提出は認めない。

・持参の場合

電話等での事前連絡をすること。

・郵送の場合

信書を送ることが可能で到着が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送すること（提出期間内必着）。申請受領証は発行しないため、受付の確認が必要な場合は書留等の書類追跡サービスを利用すること。

(5) 入札参加者の決定通知

入札参加申請を行った者には、入札参加承認書又は不承認書により、令和8年5月13日までに通知を行う。通知は「(様式第1号) 一般競争入札参加申請書」に記載されたメールアドレスに送信し、原本(公印を押印したもの)については後日郵送する。なお、入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加不可とする。

(6) その他

ア 受付期間に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することを認めない。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 落札後の委託契約は、「(様式第1号) 一般競争入札参加申請書」に記載された名義でしか行わないので、契約権限のある名義を使用するよう注意すること。

エ 提出書類に関して、必要に応じて本市から説明を求める場合がある。

7 開札の日時及び場所 令和8年5月22日 午後4時30分から 奈良市

8 入札に関する事項

(1) 入札は、郵便入札とする。

(2) 入札書の郵送方法

「(様式第5号) 入札書」に必要事項を記載し、「郵便入札用封筒」と記載した封筒に入

れて封印し、一般書留又は簡易書留にて提出すること。

入札書の宛名は奈良市長、入札書封筒の宛名は奈良市人事課人材育成室長とすること。
郵便入札用の封筒は、住所又は所在地及び会社名を記載した外封筒及び中封筒の二重封筒とし、中封筒には入札書を封入し、封かん封印すること。

(3) 入札の郵送到達期限 令和8年5月20日午後5時必着

※持参での提出は一切認めない。

(4) 入札書の送付先 「7 入札参加申請(3) 提出場所」に記載の場所

(5) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止めることがある。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。

(6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることは不可とする。

(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(8) 入札書には、構築費用(A)とサービス使用料の月額費用(B)を記載します。

入札書に記載された構築費用とサービス使用料の月額費用(6ヶ月分)(C)の合計金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(9) 再度入札は1回を限度とする。再度入札となった場合は別途通知を行う。

(10) 落札となる額の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて、落札者を決定する。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効する。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 入札書に署名又は記名押印のない入札

エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ク 入札書の日付が開札日でない入札

ケ 直接持参するなど、郵便入札によらない入札

- コ 郵便到達期限までに到達しなかった入札
- サ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得による。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。
- (3) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消しとする。
- (6) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (8) 契約締結後に参加資格が無いことが判明した場合は契約を解除する。
- (9) すべての提出書類は返却しない。
- (10) 入札に関する問い合わせ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総合政策部人事課人材育成室 中村・寺本

電話：0742-34-4821

Email：jinji_sys@city.nara.lg.jp